

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年12月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800418号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800091号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年6月18日の標準賞与額を11万8,000円とすることが必要である。

平成16年6月18日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年6月18日

A社において支給された賞与に係る記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された「賞与台帳(平成16年上期:平成16年6月18日)」及び「第43期上期賞与:社会保険料明細(差替え)」並びに同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」により、請求者は、平成16年6月18日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料の徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出(平成30年9月27日受付)されたことから、請求期間に係る標準賞与額は厚生年金保険法第75条本文の規定による保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されていることが確認できる。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき厚生年金保険料を徴収することとなっているが、同法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わないとされている。

また、B社から提出された「厚生年金保険育児休業取得者確認通知書」及びオンライン記録により、事業主は、請求者の育児休業期間(平成16年*月*日から同年*月*日まで)中に

係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を適切に行っている（平成 16 年*月*日受付）ことが確認できる。

したがって、請求期間を含む平成 16 年 6 月については、被保険者期間の計算の基礎となるものの厚生年金保険料は徴収しないこととなることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきと判断できる。

以上のことから、請求者の平成 16 年 6 月 18 日にかかる標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、B社から提出された「賞与台帳（平成 16 年上期：平成 16 年 6 月 18 日）」及び「第 43 期上期賞与：社会保険料明細〈差替え〉」並びに同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から 11 万 8,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800002号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800092号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成26年2月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年2月から同年7月までの標準報酬月額については、同年2月は22万円から41万円、同年3月から同年7月までは22万円から47万円とする。

平成26年2月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年2月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成26年8月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年8月から平成27年8月までの標準報酬月額については、22万円から50万円とする。

平成26年8月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年2月1日から平成27年9月1日まで

A社に入社する際、報酬は月463,500円、社会保険料及び車に関する諸経費は全て自己負担という内容で合意し勤務した。平成28年に年金記録を確認したところ、実際の報酬額と比べて標準報酬月額が低かったため会社に訂正を依頼したが、請求期間の標準報酬月額が訂正されていないため、正しい記録に訂正し将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち平成26年2月1日から同年8月1日までの期間については、請求者から提出されたA社の給料明細により、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額

(厚生年金保険法第75条本文該当記録を除く。)に見合う報酬月額より高い報酬月額の支払を受け、当該記録の標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、事業主及び請求者の陳述から、厚生年金保険料の事業主負担分を請求者の給与から控除することについて両者が容認していたと判断できることから、被保険者負担分の厚生年金保険料は給与から控除されている厚生年金保険料を折半した額と認められる。

当該期間については、A社に対して年金事務所の総合調査が行われた日(平成28年9月27日)及び年金事務所が訂正請求を受け付けた日(平成30年1月18日)のいずれにおいても厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法を適用する期間であるところ、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額若しくは請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額の平均額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成26年2月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料明細から同年2月は41万円、同年3月から同年7月までは47万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び平成26年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)の訂正届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成30年8月2日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち平成26年8月1日から平成27年9月1日までの期間は、A社に対して年金事務所の総合調査が行われた平成28年9月27日時点において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間である。

しかしながら、総合調査時にA社は請求者の上記期間に係る賃金台帳を提出していること及び日本年金機構の回答から、本来であれば厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない上記期間の標準報酬月額を訂正することが適正な調査であると考えられるが、当該事業所から上記期間を除く平成27年及び平成28年の算定基礎届の訂正届が年金事務所に対して提出され、平成27年9月以降の標準報酬月額から訂正が行われている。このことについて日本年金機構は、平成28年の総合調査の際に当該事業所に対して行った指導内容の詳細が記載されている資料等はない旨の回答をしており、詳細については確認することができない。

また、A社から提出された平成27年算定基礎届の訂正届の請求者に係る備考欄に平成27年1月の月額変更を年金事務所が指導した旨の記載が確認できるが、賃金台帳からは月額変更に該当する2等級以上の昇(降)級や給与体系の変動が見受けられず、日本年金機構も記載内容

については不明である旨の回答をしていることから、請求期間当時の年金事務所の記録の管理が不十分であることがうかがわれる。

したがって、請求者の平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、前述の総合調査時に A 社から提出された賃金台帳により、当該期間に係る標準報酬月額の基礎となる資格取得時及び平成 26 年 4 月から同年 6 月までの報酬月額に基づいて算定される 50 万円に訂正し、当該訂正後の標準報酬月額を厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800341号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800093号

第1 結論

請求者のA病院(事業所整理記号*1)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成19年*月*日、喪失年月日を同年4月1日に訂正し、平成19年*月から同年3月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成19年*月*日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年*月*日から同年4月1日まで

A病院に勤務していた請求期間について、厚生年金保険の加入記録がない。当該期間も同病院に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、平成19年*月*日付けで、請求者を含む72人がA病院(*1)において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、同年5月10日付けで、当該72人全員の被保険者資格は取得時に遡って取り消されている。

このことについて、日本年金機構は、上記の被保険者資格の取消について確認できる資料はなく、当時の事務処理が適正であったかどうかは判断できないと回答している。

しかしながら、関東信越厚生局B事務所が保管している「保険医療機関・保険薬局 指定申請書」及びC新聞社から提供された当時の新聞記事によると、A病院(*1)は、前経営者である医療法人Dから経営を引き継いだ医師が、平成19年*月*日付けで入院患者及び従業員を引き継ぎ個人病院として開設した医療機関であり、オンライン記録によると、請求者を含む上記72人は、同年*月*日まで上記医療法人において厚生年金保険の被保険者資格を有していたことから、同病院は、開設日である平成19年*月*日時点で当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしており、同日付けで同病院を適用事業所とした処理は適正なも

のであったと考えられる。

また、A病院（*1）の事業主の回答及び請求者の雇用保険の加入記録によると、請求者は、請求期間も引き続き同病院に勤務し、厚生年金保険の被保険者となる勤務実態があったと認められる。

なお、請求者について、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料はないものの、上記72人のうち請求者以外の5人が所持していた給与明細書により、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において厚生年金保険の被保険者となる要件を有しており、請求者のA病院（*1）における厚生年金保険被保険者資格を取得時に遡って取り消す合理的な理由はないと認められる。

一方、日本年金機構から提出された「健康保険厚生年金保険新規適用届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」により、A病院は、平成19年4月1日付けで、別の事業所整理記号（*2）を取得して厚生年金保険の適用事業所となり、上記72人のうち請求者を含む62人が、同日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる。

したがって、請求者のA病院（*1）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成19年*月*日、喪失年月日を同年4月1日とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録により確認できるA病院（*1）における取消前の記録から、22万円とすることが必要である。